

広島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十九年二月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

上筒賀津浪線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字中筒賀字論田平三八三番二地先から 山県郡安芸太田町大字下筒賀字下小山一〇一八五番一地先まで			六・六〇〇 一六・四〇〇	六二六・四〇	
	六・六〇〇 三三三・二〇〇			六三三・一〇	拡幅